

○東松山市立図書館託児サービス事業実施要綱

平成28年5月10日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市立図書館（以下「図書館」という。）において託児サービス事業（以下「託児サービス」という。）を実施することにより、子育て中の保護者の図書館利用の促進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 託児サービスの実施主体は、東松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、教育委員会は、託児サービスの実施に相当と認められた事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 託児サービスを利用できる者は、図書館の利用者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に在住する者

(2) 東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則（昭和35年東松山市教委規則第2号）第9条第1項に規定する利用券の交付を受けている者

2 託児サービスの対象となる児童は、生後6月から小学校就学前の児童とする。

(費用)

第4条 託児サービスに要する費用は、無料とする。

(実施施設)

第5条 託児サービスの実施施設は、図書館内の和室等とする。

(実施日時)

第6条 託児サービスの実施日時は、原則毎週金曜日午前10時から午後1時までとする。ただし、図書館の休館日、市主催の事業又は図書館の工事若しくは保守点検等により図書館が使用できない場合には、託児サービスを実施しないものとする。

(利用定員)

第7条 1回の利用定員は、託児サービスを利用する児童（以下「利用児童」という。）の年齢、身体状況等を勘案し、2人から5人程度とする。

(利用申込等)

第8条 託児サービスを利用しようとする者は、原則として利用予定日の3日前から前日（この日が図書館の休館日に当たるときは、その直前の図書館の休館日でない日）までに図書館に直接又は電話等で申し込まなければならない。ただし、利用児童が前条に規定する定員に満たないときは、この限りでない。

(職員配置等)

第9条 託児サービスに配置する職員は、保育士の資格を有する者及びそれに準ずる者とする。

(申込書の提出)

第10条 託児サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用の際に東松山市立図書館託児サービス利用申込書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、託児サービスを受けているときは、図書館内で過ごし、常に連絡がとれるようにしなければならない。

2 利用者は、図書館の利用を終えた場合又は利用児童に発熱等が起きた場合には、速やかに利用児童を迎えに来なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(表)

別記様式(第10条関係)

受付者			館長

年 月 日

東松山市立図書館託児サービス利用申込書

東松山市教育委員会 宛て

下記のとおり託児サービスを利用したいので、申し込みます。

利用日時		年 月 日 時 ~ 時	
保護者	ふりがな 氏 名		(図書館利用券番号)
	住 所	東松山市	(連絡先電話番号) 携帯電話をお持ちであれば、携帯電話の番号を御記入ください。 — —
お子様	ふりがな		(お子様の生年月日・年齢)
	お名前	男・女	年 月 日生
	愛 称		【満 歳 か月】
<input type="checkbox"/> 食 事 <input type="checkbox"/> 排せつ <input type="checkbox"/> お昼寝 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> その他			
備 考			

*裏面の注意事項に同意の上、お申込みください。

(裏)
同意書

私は、下記注意事項に同意の上、東松山市立図書館託児サービスを申し込みます。

記

- 体調不良(37.5℃以上の発熱、感染性の病気)のお子様のお預かりは集団託児のため受け入れをお断りさせて頂いております。(医療処置が必要なお子様も同様です)
- 万一お預かりしているお子様の体調が悪化した場合、利用途中であっても速やかにお迎えにいらしてください。医療行為、与薬は一切行いません。
- 必要なものは全て持参してください。
お子様の必要な物は全て持ち込みになります。記名して持参してください。(年齢によりますが、おむつ・おしり拭き・着替え・おんぶひも・飲み物等)持ち物の紛失につきましては、当方では責任を負いかねますので御了承ください。なお、おむつ交換、食事等は済ませてお連れください。
- アレルギーについて正しく申告してください。
アレルギー、特に食物アレルギーをお持ちのお子様は必ずスタッフにお伝えください。持参された物以外の物は差上げませんが、間違っ
て他のお子様の物を手に取ってしまう可能性がありますので御協力お願いします。
- 託児中、図書館からの外出はできません。また、託児後のお迎えは、原則申し込みをした保護者としてください。
- 注意事項を守れない場合など、託児サービスをお断りする場合があります。
- お預かりには十分配慮しますが、万一事故や怪我が発生した場合、託児サービスの不備による事故等以外は、東松山市では一切の責任を負いませんので、御了承ください。

年 月 日

東松山市教育委員会 宛て

保護者氏名 _____ (必ず申請者本人が署名)

別記様式（第10条関係）